

令和6年度～令和11年度

大仙市重層的支援体制整備事業実施計画
(「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業実施計画)

令和6年3月

大仙市健康福祉部社会福祉課

はじめに

日本の社会保障制度は介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野別に制度を発展させ、対象者を支援してきました。その一方で、家族構造の変化・多様化などによって、8050問題や育児と介護のダブルケアのように個人や世帯に複数の課題が存在するなど、単一分野の制度では十分に対応できないケースが増加しています。さらに地域や家族など共同体としての「つながり」が希薄化していく中で、課題を抱えながらも相談する相手がなく、地域から孤立してしまうケースや既存制度の対象となりにくいケースなども発生してきています。

本市においても、市民が生活を営んでいく上で生じる課題は、ひきこもりや社会的孤立、介護や子育て、障がい、就労、生計、虐待、自殺など多岐にわたっており、近隣の支え合いや既存制度では解決が困難なケースも増えています。

国は、これらのケースに対する支援の必要性の高まりを受け、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

本市では、令和4年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業に取り組み、令和5年度から重層的支援体制整備事業を本格実施いたしました。今後は取り組み状況等を踏まえ、見直しを行いながら重層的支援体制整備事業を推進してまいります。

1 重層的支援体制整備事業実施計画策定について

(1) 計画の位置付け

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うため、事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。

(2) 計画期間

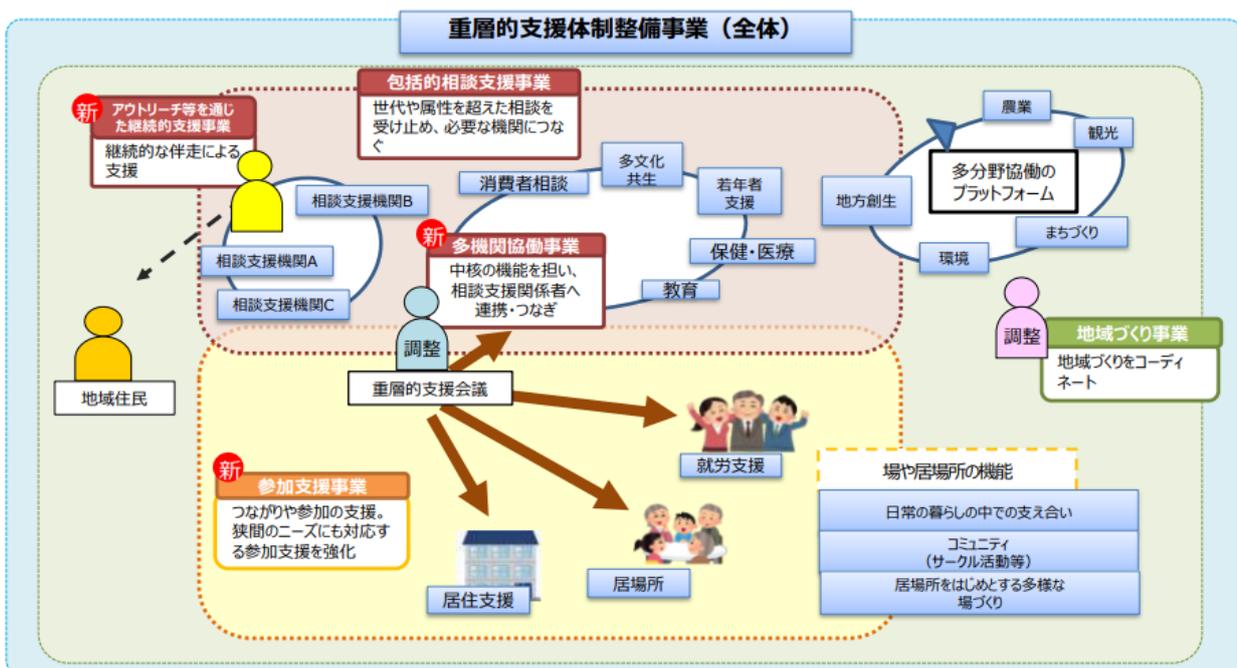
本計画の期間は、「第5次大仙市地域福祉計画・第6期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の計画期間と合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、年度ごとに、実施状況や「つながる・ささえる」ネットワーク会議(P8参照)の委員の意見等を踏まえ、必要に応じて本計画を修正します。

2 重層的支援体制整備事業の概要について

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を柱として、各分野で行われている既存事業を移行して実施する事業（包括的相談支援事業、地域づくり事業）と新規事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）から構成される五つの事業を一体的に実施するものです。

本市においても、事業名を『「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として、複雑・複合化した課題を抱える地域住民に必要な支援につなげるため、地域住民等との協働や各分野で実施している相談支援や地域づくり事業の一層の連携等による包括的な支援体制を構築していきます。



出典：厚生労働省「令和3年度重層的支援体制構築推進人材養成研修」資料

3 各事業の実施体制について

(1) 包括的相談支援事業【相談支援】(法第106条の4第2項第1号)

介護、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体的に実施することで、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。また、課題が複雑・複合化しているため、関係機関の役割分担を整理する必要がある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象となることが想定されるケースについては、多機関協働事業に支援を依頼します。

本市では、既存の相談支援の従来の機能をベースとしつつ、複雑・複合化した課題を抱えた者の相談の受け止めや関係機関へのつなぎなどを、次のア～エの事業とオの相談窓口において実施することで地域住民の様々な課題に対応します。

ア 地域包括支援センターの運営 (法定)

担当課／分野	高齢者包括支援センター／介護
相談支援機関名	・高齢者包括支援センター ・高齢者包括支援センター西部 ・高齢者包括支援センター東部 ・高齢者包括支援センター南部 ・高齢者包括支援センター協和
設置箇所数	5か所
実施内容	65歳以上の高齢者等に対して、総合相談支援業務及び権利擁護業務を行います。 介護支援専門員に対して、支援困難事例への助言や指導等を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務を行います。
実施方式	大曲仙北広域市町村圏組合より委託を受け、高齢者包括支援センター及び西部は大仙市が運営、高齢者包括支援センター東部、南部及び協和は、大仙市社会福祉協議会が運営

イ 障害者相談支援事業 (法定)

担当課／分野	社会福祉課／障がい
相談支援機関名	・基幹相談支援センターかのん ・相談支援事業所かくまがわ ・障がい者相談支援センターかしわ ・自立支援指定相談支援事業所あさひ
設置箇所数	4か所
実施内容	障がい者等や障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
実施方式	委託

ウ 利用者支援事業（法定）

担当課／分野	こども家庭センター／子ども
相談支援機関名	・こども家庭センター ・健康増進センター西部 ・健康増進センター東部
設置箇所数	3か所
実施内容	妊産婦及び子育て家庭の親などからの妊娠、出産及び子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導等を行います。
実施方式	直 営

エ 自立相談支援事業（法定）

担当課／分野	社会福祉課／生活困窮
相談支援機関名	自立相談支援室
設置箇所数	1か所
実施内容	生活困窮者等からの相談に対し、自立に向けた支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげます。
実施方式	委 託

オ 相談窓口（任意）

主な相談支援の内容	担当課
教育に関すること	教育指導課
消費生活全般に関すること	市民相談室（生活環境課）
病気や健康・心の悩みに関すること	健康増進センター 健康増進センター西部 健康増進センター東部
子育てに関すること （DV・虐待に関すること）	こども家庭センター
生活保護に関すること	生活支援課
福祉全般に関すること	市民サービス課（神岡・西仙北・中仙・ 協和・南外・仙北・太田） 社会福祉課

※ 上記の相談支援機関及び相談窓口において、課題が複雑・複合化しているケースを受け付けた場合は、相談者に多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人の同意を得た上で多機関協働事業につなぎます。

(2) 多機関協働事業【相談支援】(法第106条の4第2項第5号)

複雑・複合化した課題を抱えているため、関係機関の連携だけでは対応が困難な事例について、関係機関の役割分担や支援の方向性を定めた支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて、各関係機関が円滑な連携のもとで必要な支援を提供できるようにするものです。また、重層的支援会議を開催し、支援プランの適切性の協議などを行います。

本市では大仙市社会福祉協議会に委託し、実施します。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【相談支援】(法第106条の4第2項第4号)

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑・複合化した課題を抱えながらも自ら支援を求めることのできない者や支援につながることに拒否的な者など、必要な支援が届いていない者に支援を届けるため、本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながり形成に力点を置いた支援を行います。また、支援が届いていない者を把握するため、関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築するとともに、その連携を通じた情報収集を行います。

本市では大仙市社会福祉協議会に委託し、実施します。

(4) 参加支援事業【参加支援】(法第106条の4第2項第2号)

既存の社会参加に向けた事業では対応できないはざまの個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと既存の福祉サービスや企業、住民活動等の地域資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指します。

担 当 課	社会福祉課
支援対象者	重層的支援会議で参加支援事業の利用が必要と判断された者
実 施 内 容	既存の地域資源に働き掛け、本人の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくるなど機能の拡充を図るとともに、プランを作成して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。 また、本人と受け入れ先との関係性の安定を図るため、本人に対するフォローアップと受け入れ先への支援を行います。
実 施 方 式	委 託 (大仙市社会福祉協議会)
想定される受け入れ先	《就労に課題を抱える者》 ・就労継続支援B型事業所 ・企業 《社会参加・日常生活に課題を抱える者》 ・自治会・町内会 (自主防災組織・任意組織含む) ・地域の通いの場 (サロン) ※ 上記の他、個別性の高いニーズに対応するため、必要に応じて地域資源への働き掛けを行い、支援メニューの拡充を図ります。

(5) 地域づくり事業【地域づくりに向けた支援】(法第106条の4第2項第3号)

介護、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに関する事業を一体的に実施することで、世代や属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

本市では、既存の地域づくりに関する事業の従来の機能をベースとしつつ、世代や属性を超えた交流を促進するとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等により、地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を目的として、次のア～オの事業を行います。

ア 地域介護予防活動支援事業(法定)

担当課／分野		高齢者包括支援センター／介護
①	拠点名等	いきいき隊養成事業
	箇所数等	隔年実施のため、R4年度の実施なし
	実施内容	市の介護予防事業や地域での自主的介護予防活動をサポートする人材(いきいき隊)を養成します。 養成後は自主グループ活動団体への協力など活躍の場をコーディネートする等、主体的に活動できるよう支援します。
	実施方式	直 営
②	拠点名等	自主グループ活動支援事業
	箇所数等	自主サークル49団体(令和4年度)
	実施内容	自主サークルが自主活動を積極的に継続できるよう、保健師・栄養士・健康運動指導士が現地で指導します。
	実施方式	直 営
③	拠点名等	地域シニアくらぶ
	箇所数等	3団体(令和4年度)
	実施内容	町内会や老人クラブなど徒歩で通える場所で運動機能向上を取り入れた教室を開催後、自主活動を支援します。
	実施方式	直 営
④	拠点名等	介護予防・通いの場づくり助成
	箇所数等	9団体(令和4年度)
	実施内容	誰でも参加できる介護予防の場等を、月1回以上、年間を通じて開催している団体等を対象に、運営に係る経費を補助します。
	実施方式	直 営

※ 上記の介護予防に関するボランティアや自主団体等の育成及び支援の取り組みを通じて住民同士が支え合う関係性を育み、社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

イ 生活支援体制整備事業（法定）

担当課／分野	高齢者包括支援センター／介護
拠点名等	・生活支援コーディネーター ・くらしサポート協議会
箇所数等	3名（生活支援コーディネーター） 14か所（くらしサポート協議会）
実施内容	<p>共助や互助による生活支援サービスや介護予防活動の創出のため、生活支援コーディネーターと協議体（くらしサポート協議会）を設置します。</p> <p>生活支援コーディネーターは、協議体の協力を得ながら地域のニーズ、サービスの担い手、活用可能な地域資源などをマッチングし、従来の活動強化や新たな取り組みの創出を促します。</p> <p>協議体においては、生活支援や介護予防に関わる個人、団体（自治会・民生委員等）の情報共有や連携強化を図ります。</p>
実施方式	委託

ウ 地域活動支援センター事業（法定）

担当課／分野	社会福祉課／障がい
拠点名等	地域活動支援センターふれあい
箇所数等	1か所
実施内容	障がい者等に対して創作的活動または生産活動の機会提供と地域の清掃活動や各種イベントへの出店、高校生との交流など社会参加活動や地域交流活動を通じて地域社会との交流の促進を図ります。
実施方式	委託

エ 地域子育て支援拠点事業（法定）

担当課／分野	子育て支援課／子ども
拠点名等	・まるこのひろば（大曲地域） ・つなっこひろば（西仙北地域） ・うさちゃんひろば（中仙地域）
箇所数等	3か所
実施内容	<p>親と子が気軽に交流できる場を開設し、交流の促進や育児相談、育児に関する情報提供などを行います。</p> <p>また、各種チラシを設置するなどの情報発信を行い、様々な分野の情報に触れることで、世代や属性を問わない交流につなげます。</p>
実施方式	委託

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（法定）

担当課／分野	社会福祉課／生活困窮
拠点名等	大仙市社会福祉協議会
箇所数等	1か所
実施内容	身近な地域において、地域住民による共助の取り組みの活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行います。 具体的には、町内会長等会議や福祉員研修会及び地域福祉関係機関等連絡会や社会福祉法人との連絡会議の開催のほか、ふれあいサロン事業における自主サロン立ち上げ支援及び側面支援を行います。
実施方式	委託

※ 上記ア～オの事業のほか、地域住民の多様なつながりの拡大・創出のため、自治会等に地域づくり事業の周知を行います。

4 支援会議・重層的支援会議（関係機関間の連携）について

（1）支援会議

本人から同意が得られないために関係機関での情報共有や役割分担が進まないケース等に関して、会議の構成員に守秘義務を設けることで、関係機関間での情報共有や支援体制の検討等を通じて、把握していながらも支援ができていない者に支援を行うことを目的とした会議です。

本市では本会議を『「つながる・ささえる」ネットワーク会議』として社会福祉課が主催します。

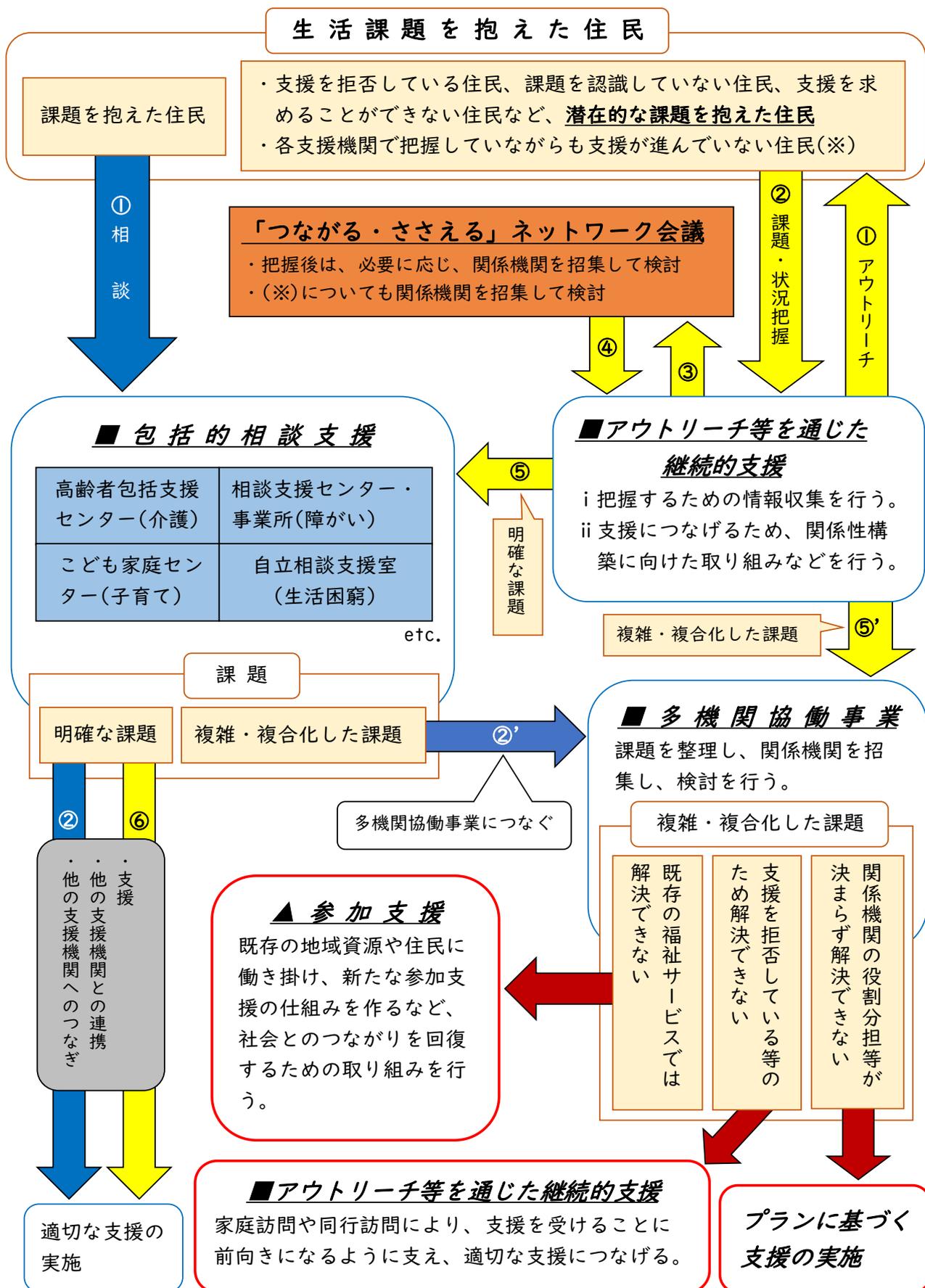
（2）重層的支援会議

本人から同意を得られた複雑・複合化したケースに関して、プランの適切性の協議など具体的な支援の提供方法等についての検討等を通じて、重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施することを目的とした会議です。

本市では本会議を『「つながる・ささえる」支援会議』として多機関協働事業者が主催します。

5 支援フローについて

本市においては、以下のようなイメージで「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業における支援を進めていきます。



★地域づくりに向けた支援によって地域のつながりを強化し、課題を抱えた住民の早期発見・対応を図る。